

民主国家を支える市民の育成

川崎医科大学 外国語教室

永末和子

(平成18年11月28日受理)

Kazuko NAGASUE

*Department of Foreign Languages, Kawasaki Medical School,
577 Matsushima, Kurashiki, Okayama, 701-0192, Japan*

(Received on November 28, 2006)

Zusammenfassung

Es ist der Schwerpunkt dieses Aufsatzes, warum wir, heutige Japaner, das Mitglied der demokratischen Gesellschaft in Japan ausbilden. Die Globalisierung der Welt schreitet noch weiter und schneller fort. Wir treffen auf den Punkt der notwendigen Umstrukturierung des Weltsystems. Angesichts der erforderlichen Umstrukturierung müssen wir uns noch einmal überlegen, ob unsere Erziehung und Ausbildung auf diese neue Bewegung gut passen. Sie gehört zu europäischen und amerikanischen, kapitalistischen Systemen, die sich auf die liberalistische, demokratische Ideologie gründen. Diese Systemen fordern einerseits die Pflicht des Mitglieds der Gesellschaft und andererseits können und müssen wir alle die Meinung gegen die Regierung äußern. Um ferner schreitet die zu globalisierende Welt über Unterschiede der Kultur, Sprache und Rasse, desto stärker bewußt sollen wir der Selbstständigkeit und Individualität sein. Deswegen erinnern wir uns die erste demokratische japanische Ideologie von unserer japanischen Geschichte, d.h. Yukichi Fukuzawa. Darüber hinaus in dieser Hinsicht auf das zukünftige Weltbild, der sogenannte Post-Staat, wird kurz erwähnt, weil uns die Gesellschaft des Post-Staats darauf hinweist, wie wichtig die Bürgerrecht und die Auflösung der Gender-Probleme, d.h. gender balance, für die Gesellschaft ist.

キーワード: 民主国家、市民、民主主義に基づく統治体、複数言語と複数民族からなる統治体 der demokratische Staat, das Bürgertum, das demokratische Regierungssystem, die Hinweise auf den Plurilingualismus und die multikulturelle Gemeinschaft

序

タイトルに民主国家と掲げたのであったが、世界はいまEU共同体にみるように、旧来の国家という枠組みを越える勢いがある。複数の国家が多言語・多文化を保持しつつ、新しい共同の統治体を組織し成功させようと努力を始めた。こうした背景のもとに「国家」という単一体を持ち出すのはいささか時代遅れの感がする。にもかかわらず両睨みの感覚でいまヨーロッパから遠く離れた日本を、アジアと共同体を組むにしる、組むことが不可能であるにしる、歴史的に多くの問題を抱えていく状況下であるが、ひとまず「民主国家」という形態の中において

一考しておくことも必要であろうと考える。経済的に活発化し、上り調子のアジア諸国と日本はどのように共同の統治体が組めるかという問題は、その方面の専門に任せるとしても、日本の市民が共同体を組めるだけの準備のできた市民であるのかという問題くらいは考えておかなければならない。かつての「大東亜共栄圏」ということさえ、私たちは歴史教育の時間に十分学習していないのかもしれない。筆者は先頃、ドイツのギムナジウムの最終学年で学ぶ歴史教科書の現代史の部分翻訳を終え、上梓した。ギムナジウムの最終学年は日本の大学一年生に相当する学齢である。彼らの受ける歴史教育は日本のそれとはまるで異なる。彼らの姿勢は過去の歴史の認識の上に、EU 共同体の構成員として準備されていく。恐らく、こうした準備段階を踏みながら、アジアの共同体の一員としての日本国民であると同時に、統治の共同体の構成員であるという矛盾する状況に耐えうる日本人が育たなければならないであろう。

日本において「民主国家」体制、すなわち「国民」（福沢諭吉等の時代から第2次世界大戦の敗戦時までの概念）が、言い換えれば「市民」（敗戦後に浸透した、個人に認められた市民的諸権利の主体であるとする概念）が主権をもつ国家の体制が現存していることは、ひとつの事実である。が、それは永続的なものではない。民主的な国体の誕生が告げられたのは、現在進行中のこの論稿が綴られつつある2006年11月1日の日付からすれば、60年前というには僅かに充たない1946年11月3日、日本国憲法の起草に当たったGHQのメンバーのひとりベアテ・シロタ・ゴードンの回顧録が伝えるように、貴族院本会議場で傍聴する彼らの面前、かすかに震える昭和天皇の手の中にあつた憲法公布の詔勅が読み上げられた瞬間のことに過ぎない。女史の回顧録を読む我々は、この重大事を教えられるというほどのこともなく、ただ読むことによって簡単に、福沢諭吉が「文明論之概略」（1875年刊行）を執筆するに当たり、ギゾーやバククルなどの書を読み解き、当時の日本語に存在しない新概念にことばを与えつつ、理念の形で学び取って得た結論を、すなわち国家は人為的な構築物であり、自然的な所与とは見ぬという重大な結論を得るのである。

民主国家を支える市民の育成とは、実にこうしたことのなかに存するということを述べたいのだが、しかし、同時にこの福沢に始まる日本における民主国家体制確立までの紆余曲折の歴史をもまた教えなければならない。このように言うには今ひとこと言及しなければならないことがある。それは福沢の「文明論之概略」を講じる丸山眞男が、著書『「文明論之概略」を読む』の「結び」で語るエピソードである。丸山の研究室に事務から紹介されたひとりのイラン人留学生が訪れて、福沢の先程来話題に上る書をテキストとする演習への参加を希望する。理由を尋ねる丸山に、このイラン女性留学生は次のように答える。「私の祖国イランは古代には世界に冠たる帝国であり、また輝かしい文化を誇っていたのに、近代になって植民地の境涯に沈淪し、いまようやくそこから這い上がろうとしている。日本は西欧の帝国主義的侵略の餌食とならず、十九世紀に独立国家の建設に成功した東アジア唯一の国家であった。私はその起動力となった明治維新を知りたいので、維新の指導的思想家としての福沢について学びたい。」¹⁾

イラン留学生の注ぐまなざしに我々が我々のまなざしを重ね合わせるとき、民主国家を支える市民の育成という命題を一考する必要性を認めるであろう。

以上の序のまとめとして2点を挙げ、それを立脚点として論を進める。1) 近代国家における国民国家の概念 2) 今日の展望から眺める民主国家概念

1) 近代国家における国民国家の概念

「序」でふれたイラン女子学生の逸話が示す通り、福沢諭吉は徳川時代の終焉と同時に西欧的思想を学び、もはや徳川の「お家」、言い換えれば『徳川家』を主体とする統治形態ではない国民という概念のもとに国家を建設するという思想を、すなわち国民国家の概念を提示した。そのためには日本が主権を握る独立国家でなければならず島国であるが故に偶然にもたらされた外見上の独立国家形態などではなく、対外的立場からも主権を握る国家でなければならないという考えを明確に主唱した。福沢の時代においてはこの主権国家たることがまず問題であった。この問題を克服した後、主権在民の民主国家であることが福沢の次なるステップであったであろう。しかし、現実が生じた状況は官権と民権の上下関係であり、民主的な市民が諸権利の主体である国家体制ではなかった。そのことは福沢の著述が日本人の性質、日本文化の特異性に関し、縷々指摘し、省察と批判を加えていることから明らかである。後に官と軍部が権力を掌握し、政治を動かすに至った。日本国の威信をかけた世界史への参入は歴史のことに譲るほかないが、一つの事実の報告として参考文献に掲げておく。

それでは国民国家と民主国家と異なる点を指摘せよということになれば、国民は国家に帰属し、国家内権力の偏重は官にある国家であるが、民主国家は人権・市民権において平等であるという思想の基に立つ概念である。福沢が「国家実存理由」を盾に日清戦争の際、日本の国権拡張を精力的に支持した事実は既知のことであるが、この間の福沢の思想のうねりを丸山眞男は「文明の普遍性にたいする自国の独立の『特殊主義』は福沢の魂の内部におけるともに実存する二つの精神の格闘²⁾と解説することで実践と理論との乖離を擁護する。その擁護をさらに自ら弁護し、丸山の当時の状況と重ね合わせ、「第三世界の思想家・知識人的指導者の魂にひそんでいるディレンマ³⁾と、二律背反 (Antinomie) のはざまのアンビヴァレンスとして「共感」という非論理の用語をもち出す。ここで終われば、平板で、福沢たる所以は消失するのだが、ここで日本の歴史が生んだ特殊性を指摘することで、非常に示唆的となる。中央政府である旧幕府時代の武士における庶民に対する差別的行動様式 (切捨御免) と非主権国家に対する国際的差別待遇を類比させる一方で、支配構造の埒外の藩閥関係における外交状況の近代的国際外交を指摘することにより、主体的関係という近代性を説く。と同時に後述においても触れるが、抜きがたく内部に残存する日本の特殊性の特殊性たる所以であるいわゆる武家社会のインサイダー利得関係の「党与」の意識の弊害、内々世界の駆け引き世界へ引き返そうとする近代化遅速傾向に批判と警告を発する。後者の意識問題は未だに解決をみず、慣習化されて尾を引いていることは今後の我々の教育の課題であるが、前者の国際社会における権利の不均衡は、国際連盟から国際連合へと受け継がれた国際法の成立により、侵略戦争を違法とし、戦争、武力に訴える国家に対し、国際的制裁を課すことを承認する「不戦条約」(1928年)が存在するに及んで、一つの解決をみた。ただしここでいう国際社会とは、丸山が絶えず注意を喚起しつつ用いるとおり、西欧的国家体系の概念でまとめられる世界構造が基本である。西欧

的国家体系とは何かというと、たいへん大まかにいえば条約に基づく近代的外交関係の一般とすることができる。この基本事項を「序」で述べたイラン留学生が明確に指摘していることは大変興味深い。アジア人である我々日本人も彼女ほどの鮮烈さで一度意識化してみる必要がある要件であるといえよう。丸山のF.シューマンの日本観「ヨーロッパ起源でない人口を持つ唯一の列強」⁴⁾の引用といい、サミットにおける「西欧先進国および日本」という不自然な扱い方への言及といい、すべてこうした国際社会内における日本評価の正視像への歴然とした両刃の指摘であるが、福沢の時代も、丸山の時代も、そして況や地球大で思考する必要のある今日においてを哉となるが、将来を決定する教育問題として一考する価値がある。歴史が国際法や条約によって網羅されるものではなく、絶えず人種に対する偏見、西欧文化自体が放つ優越感がもれ落ちて行くことを、僅かに挙げた参考文献へのまなごしを促しつつ、「歴史上」或いは「歴史的」ということばの操作だけに終始し、問題解決へのまなごしの教育を回避することのないよう、その必要性を指摘しておく。そうした視点から、上野論文『市民権とジェンダー』が扱う市民概念の提示の仕方は国家を、或いは国家を個人のレベルまで引き寄せて、普遍化する論の展開は新しい世界像を構築する手がかりの一つとなる。上野論文⁶⁾が国民を、国家に帰属する集団としての国民の概念を離れ、個人のレベルまで普遍化して「市民」と呼び、それを語源的に遡ることで、「civiliser・文明化される」という動詞要素を論拠に「文明化されたもの」が「文明・civilisation」であり、「文明化された人々」が「市民」であるという理解を許し、確かに野蛮から文明まで幾段階も多様に存在し、人種への偏見が混在する現状を乗り越え、にもかかわらず「市民」は普遍概念であると承認するならば、誰もが「市民になる/文明化される」という理念上の可能性があることを指摘し、明快な解答を出すとき、福沢が「権力の偏重」を説く際の新しい出口が与えられることになる。しかし、この「文明化される」という理念上の説得にも問題点は潜在する。一見、堂々巡りのようであるが、市民であることに普遍性があるとする考えの中に脱出路があることを指摘するにとどめ、後述に譲ることにし、国民国家と主権国家の項を終わる。

2) 今日の展望から眺める民主国家概念

日本が民主主義国家の国体を整えて60年を過ぎたことは「序」において述べた。60年という歳月が民主国家を確立するに十分な年月であるか否かはさておき、21世紀が始まって間もない現代を背景に民主国を支える市民が直面する問題を照射してみることにする。時々刻々国際化の進行する渦中、山積する諸問題のひとつは異文化と言語の問題であることは既に語り尽くされた。いまや一歩進んで、多文化と複数言語からなる統治体という概念で包括し得る形態にいたった。例をとるならば、EU 共同体のスタイル、つまり統治の共同体が考えられる。EU 共同体に関する詳述はこの際、論旨から逸脱するので、基本的なことへ論点を戻す。

国際化するということは、共同体を形成する・しないに関わらず、言語が入り混じり、文化が入り混じることを基本的に意味する。ここでは複数言語という空間内に個人が複数の言語を使用しながら市民の諸権利を有するものとして、民主主義の理念に基づく統治体を構成することとなる。こうした状況は、単一民族による国民国家を基本とする近代国家の概念を超えて、

ポスト国家の様態を呈するが、この様態は日本人にとって縁遠く、無関係の話のように目下の日本人一般の目には映る。それは日本という国が歴史を考える際に、先住民族のアイヌ民族の問題、あるいは歴史の表舞台に立つことのなかった沖縄の人々との関係を我々が看過してきた事実由来する。強者であった今日の日本国の市民は良くも悪くも未知のこととして、単一民族の国民国家としての歴史のみを歴史として捉えることになれてきたことに起因する。「日琉同祖論」を唱えた伊波普猷や沖縄の日本国復帰の過程が日本国の歴史として一般化するとき、我々はある視座を歴史のなかに明確に獲得することになろう。歴史的にいう言葉を便利に使うならば、日本の国家制度は多元的な政治権力を統一国家に集中させることに向かう国家形成の動きの中で、明治維新を契機に始まった近代国民国家は立憲君主制国家として出発した。伝承文化の形でのみ継承し、先住民族や琉球国の文化を亡び行かせながら歴史としてもはや公教育に組み入れないでいることの是非に関しては門外漢の筆者の立入るべき所ではない。また門外漢の筆者にはこれ以上の論及は不可能である。ただ慣習として我々は同一言語を公用語とする単一民族、単一文化の形成する国家であるとする国家観を共有してきたと述べるに留まる。伝統的にこうした歴史観にあることを承知した上で、別角度より近年人工的に作られた立憲君主制の連邦国家ベルギーを一つのモデルとして瞥見しておく。

ベルギーの歴史の詳述は控えるが、現在のベルギーは1993年4月23日、ベルギー王国上下両院が連邦化に関する35項の憲法改正案を可決し、翌5月8日に連邦制移行の憲法改正作業を完了し、世界で16番目の連邦国家として再出発した新しい国家である。このベルギーにおける連邦制度の諸外国に類を見ない特異性は次の機会に譲るとして、1831年ブルジョアたちへの独立革命によりネーデルラント王国を廃し、ベルギー王国を創設した。このときカトリック派と自由主義派のブルジョアは「不壊の統一」を謳いあげた。にもかかわらず国家再編成の余儀なくに至ったのである。

原因は1963年に制定した言語法に基づき、ルーヴァン大学のフランス語教授の子弟に限りフランス語を教育言語とすると定めたことに端を発する。いわゆるルーヴァン大学事件である。ベルギーは1830年オランダから独立した当初の憲法は「言語の自由」の項目を設け、フランス語とオランダ語の平等性を認めた。しかし憲法自体はフランス語で書かれ、そのためフランス語が圧倒的優位に立った。独立後の言語調査は57%のオランダ語を話すフラマン人であったにもかかわらず、歴史的にオランダ語を話す住民の地位は制限選挙制のもとで低いものであった上、独立当時のフラマン語自体が未体系言語であったという事情と、オランダ支配に対する反発からフランス語の優位を人々は拒まなかった。こうした背景から言語を基にする対立抗争は常態であった。したがって1963年の言語法はたちまちフラマン語系の学生の激しい反発を惹起し、ついに大学のフランス語部門のワロン地域移転という仕儀となった。ワロン地域とは南部・ラテン系のフランス語を公用語とする地域のことである。全世界的な大学紛争の時期と重なったという偶然性もその一因となるが、ともかくこの事件が原因となり内閣は総辞職した。

本来、1830年に独立制定したベルギー憲法それ自体は革新性に富む民主的色彩の濃いものであった。この憲法が1876年明治政府の憲法起草の際、1878年の第二次「日本国憲接」に強い影

響を与え、その民主的な性質ゆえに民主的過ぎることを理由に岩倉具視らの反対を受け、不成立に終わった事実を指摘すればおよその見当がつくであろう。ともかく民主的色彩の濃い憲法があろうと、また複数民族国家の土台の上に王を戴き、共和制ではなく立憲君主制を敷こうとも、一国の政府が崩壊する現実の原因は言語の問題であった。この例は、複数言語を土台にする統治体経営の困難性を明示する。一方、加速する地球規模のひとの流動化は、市民と契約を結ぶ統治体そのものの変化を求めてやまないものとなった。そこには従来の国家観ではなく、福沢諭吉が彼の「文明論之概略」で到達しえた結論のひとつ、国家は人為的な構築物であり、自然的な所与ではないという見地の正しさを今一度想起し、社会の構成員をいかに育成すべきかを改めて考えなければ、グローバル化の進む世界で民主的な国家、或いは統治の共同体の創設は難産を強いられることになる。あまつさえ人間は異文化に直面するとき、反射的に拒否的反応を示す存在者であるのであるから、このことを心得ておかなければならない。

この見地から、EU 共同体はマーストリヒト条約を締結することによって、彼らヨーロッパの歴史が示唆する叡智を傾けつつ、複数国家による共同体を、複数の公用語をもって各国民に外国語を学ぶことを統治体保持の重要課題と考え外国語教育に力を注ぐ。構成員が発言能力を有し、為政者が聞く能力を有することが多文化と複数言語が構成する統治の共同体においては基本的な事柄である。共同の統治体を維持するには、構成する統治体の構成員たる市民に平等の権利を確保せしめるために各市民ひとりひとりに市民としての教育を課し、異文化を通じ、自国の自明なることの不分明さに目覚めていきながら、権利と義務にバランスをとらせることを統治体も市民も要求しあわなければならない。こうしてデモクラシーの短所である「多数の横暴」と同程度有害な「凡庸の支配」を脱し、社会の平等化に付随しがちな「人間の平均化」から脱皮しなければならない。丸山は『文明論之概略』を読み解きながら、「平均化された大衆に対する『個性』の伸長」⁷⁾の必要性に注視を喚起する。上野は逆方向から臨み、市民制社会にはメンバーシップの排他性が伴うことを警告し、問題の所在を明瞭に指摘する。⁸⁾ EU 共同体は上述の市民制社会の困難性のうえに、共同体の単位である一国は一国の言語・文化を保持しその尊厳を失わずにいるという人類にとって新しい局面に立ち向かっている。私たち日本人もやがて直面する事態であると覚悟をしておくことは無駄とはなるまい。日本国内においても既に同質の問題、すなわち外国人参政権の問題、朝鮮人三世の問題、あるいは朝鮮学校の問題、目下小規模であるため表面化しない外国人子女の教育問題などなど問題が潜在する。やがて解決しなければならない問題が足元まで打ち寄せてきている。多文化国家時代を日本がどのように迎え、世界に責任を負いつつ、若い世代をなれさせてゆくか、すべて教育の問題である。EU の取組みに比べれば、遅すぎるかもしれないが、近未来の課題として、民主主義を支えきれぬ統治体の市民をどのように育成してゆけばよいかという問題は相当焦眉の問題である。日本の過去の問題、現代史の問題の再考は本論の主旨から外れるので、参考資料にとどめるほかないが、人種に優劣を持ち出す過去の問題は日本対アジア間ばかりでなく、黄禍論が噴出せば、被差別対象者としての日本対欧米がいつでも現出する。異文化・人種とはそれほどに根深い。国内においてさえ、我々の先祖は福沢を異端者として危険人物視し、生命を付狙った。

今日、一万円紙幣の福沢諭吉の肖像を眺めながら、「昔年の異端、今日の常談」と彼が言い放たざるを得ず、その彼に対しかかる事実をもってしたことを同時に思い浮かべる日本人がいるであろうか。彼は緒方洪庵に蘭学を学び、洋学塾を開き、フランス革命の思想的指導者ギゾーの「文明論」に強い影響を受けた。人類とはかく異文化を受け容れがたい生き物なのである。一旦そこに自己を規定し、改めて自己否定の術を学び、脱皮する術を知る必要がある。

「国際化する」という問題は、なかなか奥深い問題である。異民族が利害対立や異文化嫌悪を潜在させたままでは到底乗り超えられない。現在の日本は、一挙に外国人の数が増大する事態はなく、また幸か不幸か被占領国の立場は占領国の子女の教育に責任をもつものではなかった。しかし、そうした軍部ではなくシヴィリアンが日本国に居住するケースが増大すれば、ある限度を境界に教育の問題、使用言語の問題が表面化する。逆に日本が対植民地において行った植民地政策の経験を歴史に遡ることによって、資料から具体策を練らねばならないであろう。軍部とともに進出していった領土拡張の資料は権力の偏重を基盤にした植民地政策であるが故に、民主的統治の共同体にとっては反面教師となるが、かくなるものとして参考にはなる。国際的社會人としての位置づけをまず学ばなければならない。武力による占領国と被占領国の関係は、原地住民に対し自国の文化を強要し、支配国の言語を強要し、奴隷化するか、よくて自国民化することを要求しがちである。一方が他方に対し、優位を僭称し、一種傲慢な思い込みをもってことに当たることは決して民主的な方法ではない。

いま仮に日本人が新しい国家モデルを模索し、将来、複数民族と統治の共同体を組織し、複数言語を公用語とするか、もしくは現在外国語として捉えているある優勢言語を公用語として採用するかを問題とした際、この種の言語問題に関してはベルギーの例が考慮材料として参考になろう。軽はずみな決断をしないことの慎重さを日本人自身が広い見識を教育のうちに学び取り、身につけてゆかなければならない。統治の共同体は居留民の市民権の保障を伴うが、個人もしくは小規模で点在する状態という可能性が高い場合においてさえ、外国人就労者の選挙権等の法整備、異文化摩擦を超える多文化国家の概念への地道な教育も必要となろう。単一国家的発想、エスノセントリズム（自民族中心主義）による多数の論理のみが巾を利かせ、少数に帰属を強い、多数に「似ること」を要請していただくですべてが治まる世紀はすぎたのではあるまいか。我々はドイツの18世紀後半から19世紀にかけて興ったユダヤ民族の同化問題をひとつのモデルとして捉えるならば、Assimilation が投げかける問題の深刻さをよく検討し、分析した上でよりよい解決策とその準備としての十分に知識をもった理解者と有能な行政指導者とを多数養成しておかなければならないことに気づくであろうし、いま現在という段階からすでに国際社会化時代における異文化教育を人権・市民権と絡めて教育しておかなければならないであろうことにも目覚めるであろう。受け入れる側の市民となる時も、逆に外国の地で受け入れてもらう・あるいは新参の市民となる場合も双方にとって必要な視野の開発となる。ドイツの啓蒙期に始まるユダヤ人同化史は諸問題の検討を一応完了しているが、その一連の研究のなかのひとつユダヤ人の *Verbürgerlichung* の問題を扱ったユルゲン・コッカ編集の論集は「sich den Normen der bürgerlichen Gesellschaft anpassen／市民社会の諸規範に自らを適応

させる・適合させる」ことを要請されたユダヤ人の諸問題を指摘し、ユダヤ人の市民化とはドイツ市民への一方的ドイツ化、つまり「ドイツ人に似る・なる」ことの要請であった点を追究する。優秀でまじめなユダヤ人が熱心にドイツ人になるために払った努力は、上野が「市民権とジェンダー」で再三再四、指摘する「-lize」すること自体が含む欺瞞性、一種パロディ的であり、同時に過剰な同一化がもたらすカリカチュアの両面であったことを想起させる。上野がこれほど突き放して語るのには、客観的に両者から距離をとることによって初めて得られる問題の本質の核心から決して目をそらすまいとする緊張から生じる。根底に横たわる主体性のなさと同時に主体を奪わずにおかない「力の偏在」、則ち福沢の云う「権力の偏重」が危うい存在を打破する気力の弱さが自らに内在するのか、それとも外部からそのように抑圧を受けているが故か、また膠着状態を打破するために何が不足していたのか、その点の示唆を看過すべきではない。主張すべき人権・市民権がどこかねじれた形でしか現在しないことへの人間の営為に対する引き裂かれた状況へのまなざしを取戻さねばならない。悲劇の影が濃ければ濃いほど、それだけいっそうこの悲喜劇のヴォルテージは高く、深くなる。

ユダヤ人問題を考えるとき、我々がヒトラー一個人に問題のすべてを集約させて、蓋をするならば、浮かびくる個人の実存に関する事項は窒息してしまう。実存の問題こそが、統治の共同体を保持し、かつ自国固有の言語・文化をも維持する原動力であり、人権と市民権を統治体に対し主張する土台となる。19世紀に福沢が「今の文明の有様に於ては」と前置きして、「戦争は独立国の権義を伸ばすの術にして」⁹⁾と「国家実存理由」を力説した実存の単位は、いまや21世紀に入って市民個人の単位に移行した。このことは第一次大戦後に調印されたヴェルサイユ条約の「不戦条約」が調印各国の「人民の名において」宣言されたことの成果である。が、同時に歴史を我々は振り返りつつ、思い起こすべきである。なぜならば、歴史は瞬く間にヒトラーによってこの条約が踏みじられたことをつけるのであるから。にもかかわらず条約の精神がこうして生命を保って行くことに我々は歴史を創造する希望を捨ててはならない。先述した『ドイツの高校歴史教科書』は為政者により、歴史がうねりながら進むことを教え、且つ資料を駆使しながら、ターニング・ポイントとその要因、そして浮遊する人心をドキュメントする。筆者は別稿で東西ドイツ分断独立の余儀なしを決断する当時の首相アデナウアーと野党社会民主党党首エーリッヒ・オレンハウアーの書簡を掲載し、為政者の局面における決断とそれを迎える関係諸国との関連を資料の事実をもって考えさせる本教科書の歴史教育の模様を報告した。¹⁰⁾

若者は現実の資料から、自国の歴史を学び、同時に一国を経営するとはという問題にも触れる。これがドイツのほぼ3分の1の大学進学者の学ぶギムナジウムにおける歴史教育である。エリートの養成である。いかなるエリートを社会の構成員として教育して行くかは別問題であるが、いまデモクラシーが社会の平等化と人間の平均化をシャム双生児として出産する可能性の高い欠損部を備えた制度であることを考慮するとき、福沢の云う「独一個人の気象」、すなわち「個性」の意味を深め、重要視しなければならない。いわばこの「個性」を統治の共同体を支える市民・見識を供えた者と考えたい。そして新しい時代を前にして、この個性・

Individualität が、今日なお我々の日常生活の片々で顔を覗かす日本の特有性、福沢の言説による武家の「党与」¹¹⁾といわゆる（丸山のいう）「抑圧委譲の原理」が手を結んだ日本文化の形態を、日本人の深層を操縦する連鎖を断ち切って、確固朗々として、卑屈さの翳りのない、国家権力の限界を明白に浮かび上がらせ、ひいては市民の諸権利と統治体との契約諸関係を明確にし得る能力のある市民を育成しなければならない。同時にそれは契約諸関係を結ぶ能力のある市民の代表者の育成であることをも意味する。その育成を支える教育観は日本古来の儒教の尚古主義的教育観でもなければ、模範主義教育でもない。我々は忘れかけているが、既に19世紀、福沢諭吉が立ち上がり指摘したのは実に上記の教育観であった。ドイツの教科書がこの模範主義教育を徹底的に廃そうとする姿勢で貫かれたものであることを一言付言する。

註

- 1) 丸山眞男『『文明論之概略』を読む』下巻、329頁
- 2) 同上、 239頁および次頁
- 3) 同上、 240頁
- 4) 同上、 250頁
- 5) 同上、 250頁
- 6) 上野千鶴子「市民権とジェンダー」（『思想』2003年11月号所収）14頁
- 7) 丸山眞男『『文明論之概略』を読む』下巻、152頁
- 8) 上野千鶴子「市民権とジェンダー」（『思想』2003年11月号所収）16頁
- 9) 丸山眞男『『文明論之概略』を読む』下巻、280頁
- 10) 永末和子 「歴史教科書の作り方と方向性」（『西日本ドイツ文学』第18号 61～64頁）
- 11) 丸山眞男著『『文明論之概略』を読む』中・下巻を参照すれば、理解が容易であるが、Individualitätの対極に位置する概念であり、武士集団社会における内なる社会構造が抑圧委譲の原理に基づき生ぜせしめた「卑屈の醜態」または「児戯に等しき名分」であるが、たとえいかなる批判を受けようと、「党与」が実際に武士に利益をもたらし、同時に個々の武士は武士団にアイデンティファイするとき得られる心理的満足感を保証した。ここにおいては「党与一体の栄光」が生じる。特定集団或いは特殊集団への所属・帰属感によって得られる集団の栄光を自己の栄光と読み換える心理構造をも指す。

引用文献

- 1) 丸山眞男『『文明論之概略』を読む』上・中・下巻 岩波新書2005年4月 第20刷 東京
- 2) 上野千鶴子 「市民権とジェンダー」—公私の領域の解体と再編— 『思想』2003年11月号所収 岩波書店 東京
- 3) 永末和子 研究ノート「歴史教科書の作り方と方向性」 —ギムナジウムの歴史教科書< Kursbuch Geschichte> 「近・現代期」の翻訳作業を通じて— 『西日本ドイツ文学』 日本独文学会西日本支部編 2006年 10月 福岡

参 考 文 献

- 1) 石塚さとし 「ベルギー・作られた連邦国家」明石書店 200年8月 東京
- 2) 上野千鶴子 「生き延びるための思想」— ジェンダー平等の罨 岩波書店 2006年2月
- 3) 木下広居 「ドイツ政治史話」 時事通信社 昭和34年4月 東京
- 4) 高崎隆治編 「十五年戦争極秘資料集 第一集」 龍溪書舎 1976年5月 東京
- 5) 中尾光延 監訳 小倉正宏・永末和子訳 「ドイツの歴史」【現代史】 世界の教科書シリーズ <14> ドイツ高校歴史教科書 明石書店 2006年9月 東京
- 6) 平井 正 「ヒトラー・ユーゲント」 青年運動から戦闘組織へ 中公新書 2001年1月
- 7) 細川護貞 「細川日記」上・中・下巻 中央公論新社 2002年8月 東京
- 8) 三島憲一 「ニーチェ」岩波新書 1996年1月 東京
- 9) 杉谷真佐子・高橋秀影・伊東啓太郎 「EUにおける『多言語・多文化』主義」 「外国語教育研究」 第10号 関西大学 2005年 大阪
- 10) Jurgen Kocka (Hrsg.) Bürgertum im 19. Jahrhundert Deutschland im europäischen Vergleich Herausgeben von Jurgen Kocka Band 1,2,3 dtv 1988. September München
- 11) Paul Raabe / Wilhelm Schmidt-Biggemann Aufklärung in Deutschland Hohwacht-Verlag 1979 Bonn
- 12) Wolfgang Jäger / Christine Keitz Kursbuch Geschichte Berlin / Brandenburg Cornelsen Verlag 2001 Berlin